



岐阜労働局 発表  
令和3年9月30日（木）

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 大谷 徹
	監督主任 齊藤 裕太
	電話 058-245-8102

県内 128 か所の建設工事現場に対する一斉監督指導の結果について  
—労働安全衛生関係法令の違反率は 63.3%—

岐阜労働局（局長 畑俊一）は、建設業における休業4日以上の労働災害の死傷者数が令和3年5月末時点において110人、前年同期と比較して41人増（+59.4%）と著しく増加傾向にあったことから、令和3年7月から8月の2か月間にわたり、県内7つの労働基準監督署において建設工事現場の一斉監督指導を実施しました。

《監督指導結果のポイント》

- 1 監督指導を実施した128現場のうち81現場（63.3%）で労働安全衛生関係法令違反が認められた。
- 2 主な違反事項とその違反率は、
  - (1) 元請事業者が、下請事業者に対して行うべき法令違反防止に関する指導を怠っていたものが46現場 【違反率 35.9%】
  - (2) 足場における墜落防止措置等の安全基準に関するものが27現場 【違反率 21.1%】
  - (3) 車両系建設機械の作業に係る危険防止措置の安全基準に関するものが26現場 【違反率 20.3%】
  - (4) 墜落防止のための安全措置義務違反に関するものが20現場 【違反率 15.6%】
 となりました。
- 3 128現場のうち、8現場で立入禁止等命令の行政処分を行いました。

岐阜労働局及び県内7つの労働基準監督署においては、今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反については書類送検等の司法処分を含め厳正に対処する方針としています。

【別添】建設一斉監督指導結果

### 1 建設工事現場一斉監督指導の概要（図1、2参照）

監督指導を実施した128現場のうち、81現場（63.3%）で違反が認められた。

	土木工事	建築工事	解体工事	その他	合計
指導現場数	42	78	6	2	128
法令違反現場数	29	47	4	1	81
違反率	69.0%	60.3%	66.7%	50.0%	63.3%

### 2 項目別違反現場数及び違反率（図3参照）

上記1の違反を項目別にみると、元請事業者が行うべき下請事業者に対する管理・指導義務違反が最多であり、46現場に認められた。

違反事項	違反現場数 (全体128現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、 下請事業者に対する指導関係	46現場 (35.9%)	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第29条）
【足場・作業構台】 足場・作業構台に係る安全措置関係	27現場 (21.1%)	足場・作業構台の手すり等の未設置（安衛則第563条、第575条の6）
【車両系建設機械】 建設機械作業に係る安全措置関係	26現場 (20.3%)	・作業計画の未作成（安衛則第155条） ・労働者との接触防止措置が未実施（安衛則第158条）
【墜落・転落防止】 高所の作業床からの墜落・転落防止 関係	20現場 (15.6%)	・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第518条） ・高所の作業床の端、開口部の手すり、覆い等の未設置（安衛則第519条、第653条）

### 3 立入禁止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落や転落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた8現場（6.3%）において、労働災害を未然に防止する観点から立入禁止、作業停止等を命令する行政処分を行った。

現場	立入禁止等命令の内容
鉄骨造工場の新築工事現場	外部足場に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、変更措置及び作業停止命令
鉄骨造工場の新築工事現場	2階の開口部に手すり、覆い等の墜落防止措置が講じられておらず、立入禁止及び変更措置命令
砂防設備災害復旧工事現場	高さ2メートル以上の位置に架けられた架設通路に囲い、手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、立入禁止及び変更措置命令

#### 4 今後の方針

令和3年8月末現在、建設業における休業4日以上之死傷者数は180人で、前年同期と比較すると46人増(+34.3%)となっています。

岐阜労働局においては、更なる建設業における労働災害防止のため、元請事業者に対し、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント<sup>(※)</sup>の導入や足場を含めた墜落防止対策、車両系建設機械の安全な使用に関する指導を積極的に推進します。

また、県内7つの労働基準監督署においては、今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反については書類送検等の司法処分を含め厳正に対処する方針としています。

※ 作業におけるリスクを特定し、労働災害の重篤度とその災害が発生する可能性からリスクを見積もり、優先度を決めた上で、リスク低減措置を行う労働災害を防止するための一連の手法。

図1

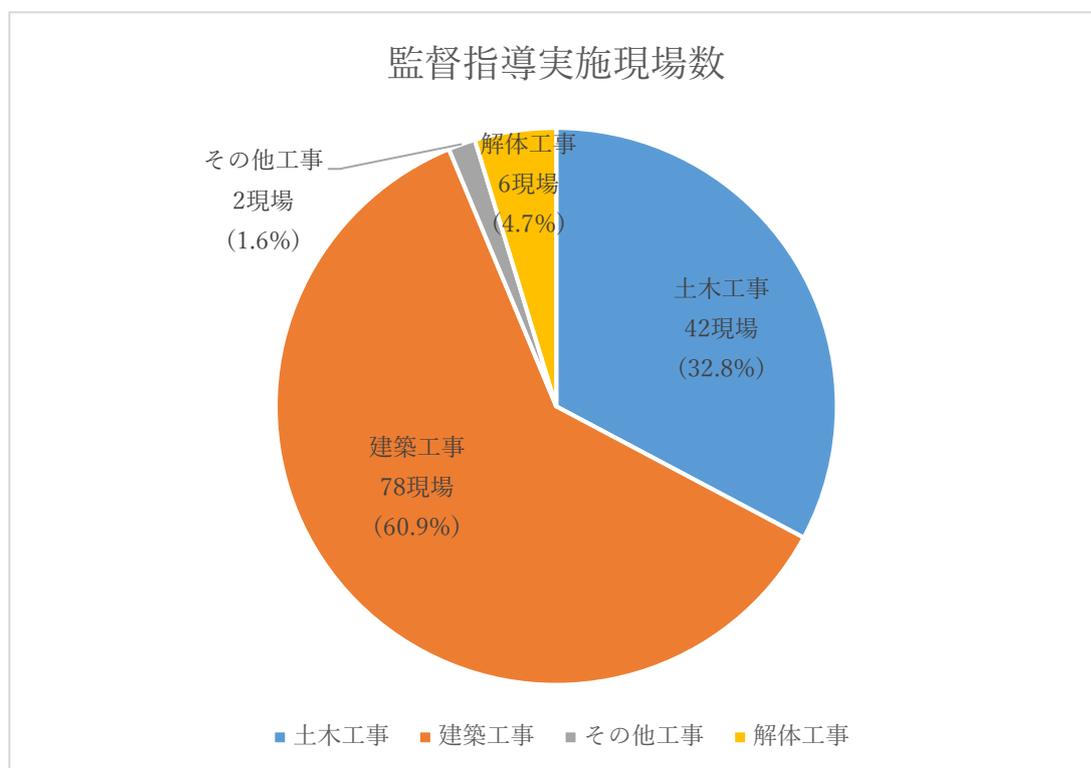


図2

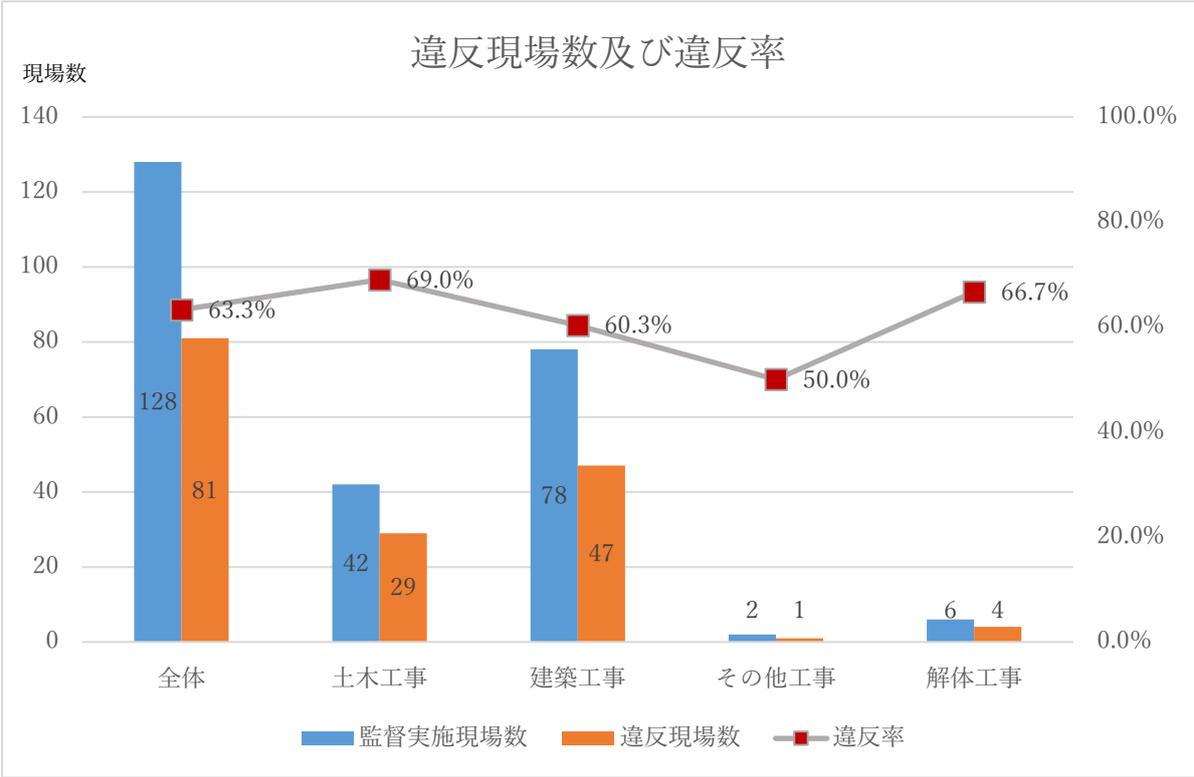


図3

